

第1回「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」議事録

日時:平成14年6月27日(木) 10:00~12:00

場所:農林水産省第一特別会議室

西岡首席企画官 それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから、第1回「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」を開催致します。私は、経営局構造改善課首席企画官の西岡でございます。本日は、座長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。よろしくお願い致します。まずはじめに、委員の皆様方をご紹介させていただきます。委員の皆様方から向かって右側の方から、岸康彦委員でございます。その隣、糊澤能生委員でございます。神門善久委員でございます。田代洋一委員でございます。原田純孝委員でございます。堀口健治委員でございます。本間正義委員でございます。なお、生源寺眞一委員、能見善久委員の両委員におかれましては、本日は、所用のためご欠席となっております。次に、議事に先立ちまして、この懇談会の座長を皆様の互選により選出頂きたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。どなたか、ご提案がございましたらお願い致します。

原田委員 岸委員でいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

西岡首席企画官 ただいま、原田委員の方から、岸委員に座長をお願いしたらどうかのご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。(異議なしとの声あり。)それでは、ご賛同頂きましたので、岸委員が本懇談会の座長に選出されました。それでは、岸委員、座長席の方へお移り頂けますか。それでは、これから岸座長の方から、一言ご挨拶を頂きたいと思っております。岸座長 岸でございます。農地をめぐる諸問題について、あらいざらい出して、論点整理していくのではないかなというふうに理解をしております。多面的な議論ができるのではないかと思いますし、また、農林水産省の方でもそう考えていると思っておりますので、活発で大胆な議論を期待しております。

西岡首席企画官 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は座長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

岸座長 それでは、お手元の議事次第に沿いまして、議事を進行させて頂きたいと思っております。まず、この懇談会の公開について、皆様にお諮りし、ご了解を得たいと思っておりますが、お手元の資料1の「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会(アドバイザーグループ)の設置について」という資料の3枚目に、この有識者懇談会の運営要領(案)というものがございます。この1の(3)におきまして、「懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は、懇談会に諮って、非公開とすることができる。」とございます。また、2において、「議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は、懇談会に諮って、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。」とございます。このように、本懇談会の議事及び議事録等につきましては、原則として、これは発言者のお名前も含めて公開とさせて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。(「異議なし」との声あり。)それでは、本件につきましては、ただいまご説明致しましたとおりに取り扱わせて頂きます。議事録等につきましては、会議の終了後、皆様にご確認頂いた上で、農林水産省のホームページ、文書閲覧窓口で公開させて頂くこととします。それでは、一般傍聴者の方、それから報道関係者の方が入室されますので、しばらくお待ち下さい(一般傍聴者、報道関係者入室)。続きまして、本日は武部農林水産大臣にお越し頂いておりますので、一言ご挨拶をお願い致します。

武部農林水産大臣 おはようございます。本日、第1回目「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。私ども、昨年9月に発生致しましたBSEや、あるいは、その後、不正表示の問題等が起りまして、国民の皆様方の大変な信頼を失うこととなったわけでございます。こういったことの反省点に立ちまして、農林水産省は、人間の生命と健康に関わる食と農の再生を目指しまして、国民の皆様方の信頼と安全性を回復するために、農林水産施策の大胆な、消費者に軸足を置いた農林水産行政への転換を期して、今、臨んでいるわけでございます。その改革の端緒として、4月11日に、「食」と「農」の再生プラン」というものを公表致しました。この「食」と「農」の再生プラン」を順次具体化させて頂く所存でございますが、その中でも、食を支える農の分野について、我が国の食料自給率も40%そこそこでございますし、また、農村の実態を見ますと、過疎化・高齢化ということで、特に米の分野では生産性が非常に低いと、また、需

給調整もうまくいっていないということなどで苦慮しているわけでございます。そういう中で、やはり、効率的で安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する必要があると、このように考えているわけでございます。そこで、この「食」と「農」の再生プランにおきましても、意欲と能力のある経営体を、食料の安定供給を中心的に担う経営体と位置付けまして、経営の規模拡大や法人化の推進などの施策を集中して行ってまいりたいと、そういうことを掲げているわけでございます。それから、法人化については、農業経営といいますが、食料生産という考え方だけではなくて、都市と農山漁村の共生・対流という考え方を進めていく一つの裏付けとしても考えておりまして、都市に住む人々にも、おいしい水、きれいな空気、美しい自然、新鮮な食べ物を供給する体制作りをしたいなということで、交通インフラも整備されましたし、情報インフラというものもどんどん進んでまいりまして、今後、情報インフラを三種の神器のように考えまして、上水道、下水道、そしてインターネットというようなことを、きちんと農村社会に整備していけば、都市の人々や国民の皆様方に農業に携わって頂いたり、参画して頂いたりというようなことも可能ではないかと。都市と農村で行き交うデュアルライフというようなことを申し上げているのでありますが、その際にも、法人組織を作ることによって、普段は都市の生活をしている人であっても、休みを利用して農村へ行って、自分の農場で仕事をしたり、あるいは、また、農村に居ない間は、その法人がそういったサービスや畑の管理をやるなど多様な考え方ができるのではないかと考えておりますが、第一義的には、やはり、我が国農業の活路を見出していくために、農業経営者が自らマーケティングをしまして、第1次生産だけではなくて、加工、流通、販売、あるいは村づくり、今申しあげましたような、都市と農村に行き交うデュアルライフというようなことも念頭に置いて取り組んでいく姿勢が重要ではないかと。その際に、このようなことにノウハウを有している民間企業の資本参加、あるいは、1,400兆円の国民の個人金融資産というものを銀行に預けるよりも農村に投資した方が夢がもっとふくらみますよ、自分たちの出資する農場で採れたものをお中元やお歳暮に使うというようなことも、非常においしい、リッチな気分になれるものだろうと、このように思うわけでございます。そういった国民の幅広い資本参加、あるいは経営ノウハウの活用等を図っていくことが重要であろうと、このように考えているわけでございます。農業経営の法人化は、そうした際の有効な一手段であると考えております。政府の方で、先般出されました、経済財政諮問会議の基本方針の中に構造改革特区の構想等もございます。これらについては、いろいろ議論はあるわけでございますけど、私ども、あれはだめ、これはだめという、最初から否定的なことを並べるのではなくて、何ができるかというふうな、今、座長の方からも、率直で大胆なご意見を頂きたいというお話がございました。そのような考え方で、ご議論を賜り、ご意見を頂ければありがたいとこのように思うわけでございます。一方、昨年3月の改正農地法の施行によりまして、新たな農業生産法人制度がスタート致しました。実際に有限会社から株式会社に組織変更を行うという例や、株式会社として農地を取得する例も見られ始めているように思います。私が農林水産大臣に就任したときには、株式会社というのは1社しかありませんでしたが、今年の4月の時点では、25社になっているわけございまして、この傾向は、私は刮目すべきことではないのかなと考えております。これを踏まえまして、「食」と「農」の再生プランにおきましては、法人化の推進や農地の利用集積など農業の構造改革を加速化する観点から、農地法の見直しということにも着手することとしているわけでございます。本日、お集まり頂いております委員の皆様方におかれましては、農業の構造改革を加速化するという観点、また、これからの農業・農村というものに対してどう展望していくかという観点から、農地制度をめぐる諸問題につきましても、専門的、制度的な見地から、様々なご意見をお寄せ頂ければありがたいと、かように存じる次第でございまして、私の所感の一端を申し述べさせて頂きまして、ご参考にしてご議論を頂ければありがたいと思っております。よろしくお願い致します。

岸座長 ありがとうございます。大臣は所用がありまして、途中でご退席になります。それでは、ここで、事務局の方から、農林水産省の出席者のご紹介をお願いします。

西岡首席企画官 それでは、農林水産省の他の出席者をご紹介させて頂きます。座長の左隣、川村経営局長でございます。佐藤構造改善課長でございます。今井経営政策課長でございます。吉村農村政策課長でございます。千代島農地業務室長でございます。西川農地流動化調整官でございます。下村調査官でございます。以上でございます。

岸座長 ありがとうございます。それでは、本日の資料のご説明を佐藤構造改善課長からお願い致します。

(構造改善課長が資料1～資料7に沿って説明。)

岸座長 ただいま、ご説明頂いた資料をもとに、ご質問あるいは今後の検討方向についてのご意見を申し上げます。

堀口委員 所用があり、11時15分位まではおりますが、皮切りに少し申し上げたい。今の状況は、日本の場合、一般的には農地が足りない、不足している。これだけ輸入するわけですから、さらに農地が必要だという状況でありながら、一方で余っている、総量として不足だけでも同時に放棄地を中心に余っているという矛盾した状態があります。一方で、それを担う経営体も必要だが、使える農地がなかなか隣接した形で得られないというギャップをどうするか、ということ全体としてこの段階で議論しようということではないかと受け止めました。そういう意味では農地制度をめぐる検討課題をこういう形で出されたことはいいことだと思います。それから、この有識者懇談会の名付け方ですが、「経営の法人化で拓く構造改革」という表現ですが、ここは本来の検討課題のように幅広くとらえさせて頂くという方がいいのではないかと思います。そのように思うのは、農地の場合、一つは担い手、これは耕作者主義、3条資格という形で在るべき経営を一定の範囲で特別法で規定し、それを農業委員会がフォローするというやり方が一つ。一方で、面的な規制というか、そのことは結果的に計画的な土地利用、内容としては線引きなり、構造政策なり、あるいは結果として面積総量を確保するという、計画的な農地利用という側面があると思います。ですから、経営をどう規制するかということ、農地の面的な量と規制をどうするかという二つの関わり合いが極めて重要になっています。そういう意味で両面から幅広く議論して頂ければと考えています。もう少し議論が進行する中で自分の考え方を出したいと思いますが、基本的には計画的な農地利用というのは依然として維持されるべきだと思っています。優良な農地を一定量、計画的に確保するためには市町村の役割を強化すると同時に、国としての一定のコミットメントといいますが、一定の面積量を確保するという政策も維持されるべきと思っています。運用としてはいろいろ工夫があるべきで、優良農地を維持しながら同時にグリーンツーリズムとそれに期待する都市住民なり、先ほど大臣もおっしゃいましたが、デュアルライフなりをどう総合的に行うかということも重要な課題だと思います。この前、長崎で、地元の農家がグリーンツーリズムを受け止めるためのいろんな施設を優良農地の中に作ったんですね。これは転用になりますから、批判的に言えば穴抜きになるのですが、優良農地だからこそ穴抜きにしたい、グリーンツーリズムは役割を果たす、あるいはグリーンツーリズムはそれを期待してまさにそのど真ん中に入っていきたいということなわけで、そこをどう誘導し、それ以降管理するかということは依然として重要な課題で、条例なり、あるいは農業委員会の役割などフォローが当然行われなければまずいということです。それから、経営組織として、これは一つの事例でしかありませんが、株式会社に関連してくるでしょうが、北海道で酪農のメガファームを見させていただいて、それは3戸の企業合併という形ですが、今後も子供たち、あるいは経営の後継者がいないという場合には、合併・吸収という形で担い手が積極的に形成されるような方式を考えざるを得ないと思います。経営を担当する人達の話をお聞きすると、農事組合法人を設立して、借入金を使って巨大な施設を作っていますが、それに対応する自己資本・出資金が極めて少ないんですね。後継ぎをどうするかという場合に、後継者がいれば少ない出資金をそのまま移譲すれば問題ないが、その3戸の家に後継者がいない場合にどうするか。できれば、大卒で就職している能力のある人を経営者に入れてみたいということだが、極めて少ない出資金で経営のかなりの部分を任せるということは不安であると後継ぎのいない人からは聞いています。そうすると、本来の出資金に見合う額を株として持って、株主として経営に一定程度継続して関与したいという希望もあり、そういう意味では、現在の農事組合法人等の中ではなかなか難しいということで、これは詰めた議論をする必要があると思いますが、株式会社等の持つメリットを使うことができないかという議論をしました。そういう意味で、農地制度をめぐる検討課題を幅広く出されたわけで、私もこの方向で論点を詰めていきたいと考えています。

岸座長 検討課題は4点ございますが、ネーミングについて。

佐藤構造改善課長 ネーミングでございますが、「法人化で拓く構造改革」は狭いということについては、確かにそのとおりだと思っています。ただ、法人化というのが経過の中で出てきた大きな問題点ですが、この懇談会では、法人化だけでなく集積等も含めて幅広くやるということでご理解頂ければと思います。

岸座長 ネーミングにはあまりこだわらず、言いたいことを言うということで。

本間委員 検討課題として一番大きいのは、耕作者主義をどうするのかということであり、他のことがこれに関わってきているわけです。ですから、ここをきちんと議論し、どういう形で日本の農業を考えていくのかが論点整理されれば、他のことも自ずと決まっていくのではないかと

いう気がしています。耕作者主義については、いろんなご意見があろうかと思いますが、基本法の議論の中でも、結局、新基本法の中に農地法に関わる問題、株式会社に関わる農地法改正はあったわけですが、根本的なところが全く議論されてこなかった。私も専門委員として加わっていましたが、意見は申し上げたのですが、ここに手が付けられることはなかった。ようやくこういう段階にきたのかなと思っているわけです。やはり、土地利用型農業をどうするかということに尽きると思うんです。土地利用型農業が日本で生き残るか、残らないかということがまさに農地法に深く関わっていると認識しています。確かに日本は土地そのものが希少ではありますが、土地利用型農業が展開できないのかといいますと、それは必ずしもそうではないのであり、分子と分母という言い方をしますけれども、分子が農地で分母が農家であるといえば、アメリカ、オーストラリアに匹敵するような1戸当たりの農地面積を確保することは困難であっても、あるいは単純平均で大規模な農業を実現するのが無理であっても、地域、個別農家、あるいはもう少し広げて、米についてもメガファーム的な展開ができるかできないか、これは我々が決めるのではなくて、条件作りをして、それで展開できる人達に任せると。できなかつたらやはりできないんだと。そういう条件作りをしていくことが基本だと思うんです。そういう観点から、土地利用型農業の可能性を広げるとい意味で農地法を考えるということが基本ではないかという気がしています。今後、議論の中でいろいろな個人的な意見は述べさせていただきますが、個人的には耕作者主義の問題をかなり突き詰めて議論したいというのが希望です。

神門委員 本格的な議論に入る前に、タイトルに対してわだかまりがあって確認したいのですが、なぜ法人化でなければいけないのか。あたかも個人農家が入るのを嫌がっているかのような印象があってですね。例えば、大体30才位過ぎてくると、自分で家族経営したくなるんですよ、これはアメリカ等の例でも聞きますが、今いる農家と、新たに入ってくる人間は法人でなければいけないんだ、意地悪な言い方をすると、そういうふうな価値観になっているような気がしてですね。議論が本格化する前に、こういう趣旨でこういうタイトルにしたと。先ほどもタイトルに対する疑念というのがありましたけど。

佐藤構造改善課長 これは、先ほども申し上げたわけですが、「食」と「農」の再生プランなり、一連の農業構造改革という中で、日本の農業については家族経営というのが基本であり、家族経営であっても、先ほど大臣からお話がありましたように、非常に農業情勢が厳しい中で、生産物の生産だけでやっていけるのかと。そういう場合、加工・流通といった場面を捉えて、自分で販路を確保していかなければ、なかなか農業の中でやっていけないのではないかとということで、その時に一つの手法として法人化というのがあって、これが大きな有用な方策になるのではなからうかということで、厳しい日本経済全体の中で構造改革を進めるときに、農業については個人農家の規模拡大というのが一つありますが、その時に100町歩、200町歩集めたときに果たして家族経営だけでやっていけるのかと。そういう時に法人化というのが一つあるのではないかということが、全面に出ましてこのような名前になっているわけでございます。そういった法人化の手法も一つありますし、先生がおっしゃいましたように、家族経営・個別経営の中で新しい経営を試みるといったこともあるかと思いますが、決して個人の農家を入れることを嫌がってということではありません。経済財政諮問会議等の議論の中で、農業というものも決して産業として成り立たないものではなく、いろんな場面でチャレンジできるという意味合いで、この法人化というものを引き合いに出して、ご議論頂いているということでございます。私共もネーミングについてまずかったかなと思っていますが、私共の気持ちもご理解いただければと思っております。

神門委員 少なくとも、個人としての参入も大いに議論していいわけですね。

岸座長 そう理解していいですね、これは。

佐藤構造改善課長 はい。

岸座長 その辺はあまりこだわらないで議論することにしませんか。その中で法人問題が大事だということになったら議論を進めればいいので、初めから、枠をはめないでやっていった方がいいのではないですか。どうでしょうか。

神門委員 そう思います。だからなおさらのこと、法人化というので進めていっては偏るのではないかと心配なのです。

原田委員 関連するところで、今までのお答えを踏まえた上で、少し追加的に発言させていただきます。法人化というネーミングが付いてたので気になっていたのですが、先ほど佐藤課長がおっしゃったように、基本的には家族経営で、大規模になってくれれば家族経営では間に合わなくなる。そのときに、家族の資産と経営とを分離し、合理的な形でやるという法人という仕組み

は、間違いなく選択肢になるのだらうと思います。そのこと自体は、おそらくどなたも否定されな
だらうと思います。問題は、その法人の育て方、どういう法人を、どういう形で育てていくのか
にしているんな議論があるわけです。そして、法人化の促進という言葉が、日本で出てき
たのは、1992年以降ですね。92年6月の新政策の策定過程の頃から出てきたのです。そ
の延長上で、平成13年3月からは、一定の範囲で株式会社まで入れ、一定の要件緩和をし
てきた。その過程で、おそらく95年の改正の成果なのでしょうが、有限会社がかなり伸びて
います。といっても数はまだまだごくわずかです。そうした法人が実際にカバーしている農地
面積というのは、おそらく相対的には条件のいいところなのでしょうけど、まだ、ごくわずかの
比率でしかないわけです。もう一つ付け加えますと、92年頃までは法人化の促進政策は、農
水省の施策の中には、ほとんどなかったと思います。それを急遽やる、これから先は法人化
だと言っても、やはり中身が固まらないままで、今、議論が進んでいるという感じを否めない
のです。その点では、それ以前にやるのがまだたくさんあるはずだと思っております。法人
化の進展度という点で参考までにご紹介しますと、フランスはだいたい80年前後からかなり
力を入れ始めて、現在では、農地の3分の1がいろいろな形の法人経営で耕作されています。
これは、急速に現在も伸びています。ただし、株式会社ではありません。やはり、家族経営の
延長上のものでありまして、いかに適合的に各地域の農事資産の経営規模を拡大しなが
ら、しかも存続可能な形でやれるかということを一生涯懸命に追求してきているわけです。そう
いう努力を省いて、92年までは法人を放っておいて、その後、法人で一挙に株式会社にやら
せようというのは、どこか飛んでるという気がしてならないのです。それを農地制度にも
持ってくるから、いろんなところが飛んだ形で議論になる。しかし、実は、その前に議論すべ
きことはいっぱいあると思っております。ですから、先ほどのお答えのように、いわゆる法
人化ということに限定しないで、農地制度のこれからのあり方、これからの日本の農業をどう
するのかという形で議論するというお答えを頂いたので、ほっとしています。

田代委員 今、いろんなご意見があって、幅広く議論し、個人も大いに入っていくいいのでは
ないかということで、私も賛成なのですけれども、ただ、ネーミングもさることながら、議論の
出口といいますか、いろんな議論はあるけれど、この懇談会の議論の結果としては、農地法
の改正を目指して行く、そのためのいろんな議論という形に設定されているのかどうかとい
うことをお聞きしておきたい。それと関連して、農地法の一部を改正する法律の附則第7条でも
って、法律自体が5年間という一定の見直し期間を決めているわけですが、そうではなくて、
最初から1年で改正ということとなると、手続論的な問題点がどうなっているのかとい
うことをお聞きしたい。それと、いろいろな情報が飛び交っていて、毎日、新聞を開くと違う情報
になってくるので、非常に困るのですが、先ほど課長のご説明で、特区について自治体等から
要望があったということですが、6月21日の日本農業新聞の記事だと、事務次官は、そう
いう大企業が農業に参入できるようにして欲しいという要望はなかったという報道がされてい
るのですけれど、その辺、もう少し正確な情報を教えてください。

佐藤構造改善課長 農地法の改正で私どもが考えておりますのは、法人制度については、相
当長い議論があって、ようやくこういう結論を得て、13年3月1日から新しい農業生産法人制
度できたのだと思っております。その中で、株式会社化した方、これは従来の農業者など
がメインとなっているわけですが、そうした中でも規模拡大、農地の利用集積というものをもう
少し進めていかなければいけない状況の中で、先ほど申し上げましたような、分社化の要
請、あるいはのれん分けの要請といったようなものが出てきておりまして、これについて、附
則第7条では5年後と書かれているわけですが、果たして、現在のめまぐるしい経済情勢
の中で、現行制度について何も措置しなくていいのかということで、やはり合意の得られるもの
については、法改正も視野に入れて、検討していく必要があるのではないかと考えているとこ
ろでございます。それと、特区の次官の記者会見のお話でございますが、実は、北海道庁を
はじめとする特区の要望を出している道県から事務的にヒアリングと申しますか、精査とい
いますか、具体的にどのようなものを想定してやっているか聞き始めているところでございま
す。その中で、確かに、北海道庁からは、顔の見える地元企業との関係性についての要望だと
承っております。今後、ほかの県からもいろいろなお話を聞いていきたいと思っております
が、調査した時点におきましては、顔の見える地元企業がほとんどであったと聞いておりま
す。ただ、追加の要望もあるようでございますので、それらについても精査しようかと思ってい
ます。

田代委員 そうすると、大企業が参入できるようにして欲しいという要望はないけれども、地元
の企業が参入したいという要望はあると受け止めてよろしいわけですか。

佐藤構造改善課長 今回の段階ではそうです。

岸座長 皆さん、北海道の特区についての資料はお持ちですか。皆さんに差し上げたらどうでしょうか。

佐藤構造改善課長 北海道からの特区の要望については、また、いずれ全体を整理させていただきます。

岸座長 次の懇談会ということではなくても、なるべく早めをお願いします。後ほど、資料要求の点はお諮りしようと思っていますけれど、特区については、是非お願いしておきたいと思っています。

原田委員 今、話が出ました子会社、分社化については、のれん分けのような形でやる場合とか、近隣の集落なり、市町村に出て行くときに、現地の人を参加させて子会社的なものを作ってやるとかのことだという話だけ聞きますと、そう問題ないのではないかとみえる、しかも、出資元は農業生産法人で農業者であるから、となるのですが、これが大量に展開される状況をイメージしますと、そんなに簡単な事柄ではないのです。これは、極めて大きな問題をはらんでいます。例えば先ほど紹介したフランスでは、膨大な数の農業法人、現在で11.5万経営、経営総数の17%位ですかね、これが2,800万ヘクタール位の農地の3分の1を経営していますから、その法人の間の株、といっても株式ではありませんが、その持株・持分の移転だとか、子会社だとかいろいろな問題がいっぱい出てくるわけです。これをどうするかということが大問題になっている。フランスは、ちょうど日本の新基本法と同じ時期に、新しい農業の方向付けの法律というのを99年7月に作りましたが、この問題がその法律の中での規制強化の最大の論点であったわけです。それで、実際に規制強化をやりました。多数になったときには、そういう事態が生ずる、3条の権利移動統制とその間をどうつなぐかに関して、全く皆さん意識されないで議論されていると私は思っています。ですから、この問題をここでやるのであれば、後ほど詳しくどういう問題があるのかということをお話しします。これは、また、後の議論でいいと思います。それから、3条の権利移動の話をしましたので、もう一点。検討課題(案)の1の最初の黒マルのところにある議論なんですけど、農地を適正かつ効率的に耕作する者に対して農地の権利取得を認めるという農地法の基本理念自体に異論を唱える余地はないのではないかと思っています。おそらく、この言葉自体が悪いとされる人はいない。そのことはおさえた上で議論したいと思っています。これをもし変えるというのなら、例えば、農地を適正かつ効率的に耕作する者に対して貸し付ける者についても農地の権利取得を認めるという方法もあるわけです。これは、本当の借地経営主義で、農地を経営する者の賃借権を非常に強く保護するという仕方です。その場合、地主による農地の権利取得は、むしろ場合によっては期待されるわけです。農地を買わないで経営ができる。他方、日本の農地法は、農地の経営と農地の所有あるいはその権利の取得というところが分かれていない規定の仕方をしている。そのため、この理念は非常にいいんだけど、適用をめくっているような問題を生じているというふうに法律家としては見ておまして、これもまた、議論が必要であれば、後に展開させて頂きたいと思えます。

岸座長 それでは、これから議論を進める上で、今の問題についてご異論などありましたら、いかがでしょうか。

神門委員 農水省から出てる議論としては、株式会社規制についてどうするかというふうなことが多いような気がするのですが、我々の方はむしろ、3条を始めとして、他にもいろんな規制があって、新規参入をはじいてしまっているのではないかと問題もあるし、株式会社の規制というのは問題の中のワン・オブ・ゼムであって、利用規制とか、土地利用規制のあり方、それから3条をどういうふうに考えるか、我々の関心はむしろそちらにあるのではないかと気がして、どうなんでしょうか。座長はどういうふうにまとめられるのだろうか。

佐藤構造改善課長 3条の点でございますが、今、原田先生の方からもお話がありましたけど、これについて、まさに今日お集まり頂きましたのは、非常に法律学的にも、権利に関する法律でございますので、いろいろ議論があるところだと思っておまして、法人化の推進の観点から耕作者主義の新しい今日的意義をどうしていくかということ位置付けるとかそういうのは一切関係なく、とにかく今の3条の耕作者主義の今日的意義というものをどう考えるかといったことについて、いろいろと意見をお出し頂きまして、論点を整理していけたらと思っております。あまりとらわれずにやって頂いた方がいいと思っています。

岸座長 では、この問題も、折に触れて議論し合うということにしておいて、差し当たって、原田さんからそういう問題提起があったということですね。そのことを、これは記録に残るわけですから、それはみんなが承知しておいて、また、後の議論が必要があれば出していきいたいと思

います。あるいは、今、何かご意見がある方いらっしゃいますか。

神門委員 3条という見方でもいいと思うのですが、例えば、3条で誰が所有すべきか、誰が耕作すべきかを縛るという考え方もあれば、この土地はこういう条件を満たした者が使いなさいという考え方もあるわけです。相当ポリテカリー・インコレクたな例えですけど、かつて、例えば、アメリカなんかだったら、ワスプ以外が村の不動産を持つのはお断りというふうな、そういう規制の仕方をしてた。今はそれができないから、その街区に家を持つ人間というのは、3メートル以上セットバックがあって、芝を絶対に枯らしてはいけなくてという、そういう形の規制に変わっているわけです。だからワスプ以外はだめという形ではなくて、ここで土地を使いたいのであれば、これこれの条件を満たしなさいという形での規制に変わっていったわけです。そうでなかったら民主主義に反しますから。そういった点、3条を見直すのは、実は、いろんな規制の仕方が、今、少しポリテカリー・インコレクたに出したような例みたいな、そういう大きな転換をも包含するのではないかというふうに私は認識しております。ただ、それをこの場で議論して欲しくないというのであれば、仕方ないとは思いますが。

岸座長 いや、議論して欲しくないということは全くありませんから、そこは自由にやりましょう。堀口さん、ご退席の前にご意見をおっしゃって下さい。

堀口委員 一つだけ確認しておきたいのは、実は、冒頭申し上げた、全体の土地利用規制ということとも密接に関わっているのだと思うのです。新たな土地利用の枠組みを別の検討会でやられるようですが、こちらでも遠慮なく、併せて議論しないと、農地法の3条だけでは、十分な議論にはならないということを申し上げたい。申し訳ありませんが退室します。

本間委員 「農地を適正かつ効率的に利用する」という、そこが目的だと思うのです。だから「耕作する者に対して」というところ、ここはやはり議論があると思うんですよね。つまり、効率的な農地利用というのがはじめにあって、それをまず目的として、それではそれを担保するためにどういう制度が必要なのか、あるいは、それを耕作する組織で縛るのか、あるいは農地のゾーニングを含めた、農地そのものの利用形態について規制をするのかという問題があって、農地を適正かつ効率的に利用することが一つは農地法の理念なんだと、そこまでは合意するけれども、その後については、やっぱり議論があるということです。

田代委員 これは、なかなか難しいので、言わない方がいいのか、やはり議論を始めたら農地法だけでは済まなくなると思うのです。私は、現時点では、役所の会議ですから、やはり、やるとすれば新基本法がすべての出発点になると理解をすべきであると。新基本法の中で新しい農政の理念として、食料の安定供給の確保と多面的機能ということが出されているので、食料の安定供給の確保と多面的機能の両方とも、農地ということに関わってくるのであって、その観点から見直した場合に、どういう問題が出てくるのかというところが、今日、おそらく農水省に問われているのだと思うのです。そうすると、確かに農地を適正かつ効率的に耕作する者ということの中に、例えば、農地の多面的機能の担い手が入って、包摂されていくものなのか、それとも、適正かつ効率的ということからはみ出すけれど、多面的機能の担い手というものに対して、どういう対応の仕方があるのかとか、そういうことも考えないと、おそらく、今日、株式会社ばかり考えてますけれども、実は、国民に約束したこと、あるいは国民のニーズからして、その辺をどう考えるのかということももう一つ論点になってくるのではないかと考えております。

糊澤委員 議論の対象をどうするかということについては、今まで出た議論で、異論はありません。

岸座長 今の問題を始めると、相当時間がかかりそうな感じですが、その他に、主に検討課題で、これからやっていったらいいようなことについてご意見を出して頂けますか。結局、今の問題に最終的に収斂していくのでしょうかね、これは。

原田委員 論点の1の3つ目のマルのところ、定年帰農、趣味的農業等の都市住民による農地の取得利用ということなのですが、農地法3条の現在の規制の仕方との関係でいくと、一方ではこの問題と、他方では、先ほどから議論に出てくるような、法人なり、株式会社なり、あるいは、都市のそれこそ中小企業のお金持ちの経営者の方が北海道に農場を持つというようなこととですね、これは個人の場合もあり得るわけですが、これらが、法形式の上では、規制をどうするのかということで、同じレベルで問題になるのですね。しかし、実体的にはかなり意味も違うし、他方、さらに、この定年帰農や趣味的農業の問題に関しては、既に特定農地貸付け法というようなもので対応もしており、それで一定程度動いている。その両方をどういう形で制度との関係で議論したらいいのかなというのが、いつも少し気になるのです。形式的には、両方ともはずしてしまっ、できるようにするという議論の仕方と、それぞれ違うから、

違う形で考えるというので、多少議論の仕方が変わってきますし、できあがってくる時の制度のイメージも変わってくるのではないかというふうに思っていて、その辺どういうスタンスで考えられているのかということをお伺いしたいのが一つ。もう一つ、1の2番目の黒マルのところなんですが、この意味が実はよく分からなくて、先ほどちょっとお話を聞いたのですと、農業委員会による許可という手続のあり方の問題なのでしょうか。それとも実体的な中身の問題なのでしょうか。

佐藤構造改善課長 まず、3条許可の関係でございますが、これについては、先ほど申し上げましたように、行政の主体の農業委員会も含めて、幅広く、今回についてはいろいろと新しい農地法あるいは基本法の下での3条許可のあり方について、その主体の問題でありますとか、あるいは、下限面積ですとかいろんな要件がございます、そういった問題についてご議論頂ければと思っております。

原田委員 実体的な要件も含めて、それと対応して手続面をも含めて考えるということですか。

佐藤構造改善課長 その中で、先ほどの特定農地貸付け法との関係というのが出てくるのかなと思っております、先ほどの特区の議論、あるいは、それ以前に各都道府県からの政策提案というのを、今、農林水産省は、都道府県の担当部局から提案して頂いているのですが、もう少し都市住民なり、趣味的農業などについて、農地の途が開けないか、いわゆる特定農地貸付け法では、例えば、主体は市町村や農協でなければできませんので、もう少し、主体が広げられないかとか、あるいは、面積的にももう少し拡大できないかというような現場の声も出てきておまして、こうした中で、私ども、農地法につきましては、規模拡大を図るということで、原則として50アール以上取得しなければ農地法の許可の対象にはしないというのがあるわけでございますが、下限面積の特例については、法制度的には整備されているわけではございますが、県の方から、実はこの下限面積の設定の仕方について、いろんな工夫ができないかといったような要望も出てきております。こういった問題について考えていく場合に、都市住民の農地の取得などについてどのようにしていったらよいか。一定のエリアでこういったものを認めて、経営的に適するようなところは、経営する者に農地を持たせるといったようなものが一つの方策としてあるのではないかと思っておりますが、この点について、先生方にご忌憚のない意見を賜りたいと思っております。

本間委員 考え方として二つあると思うのです。今の話ですと、今の農地法を小出しに改正していった、これまでのアプローチのように、新基本法で株式会社が認められたから、そのために法改正をしていくという、あるいは、今回もいろんな要望が出てくるから、小出しにして、本筋といいますか、基本的な理念は変えないまま、実態に応じて、法律の例外をどんどん作っていくというようなアプローチをして、最終的に例外の方がマジョリティーになったら、全体を変えましょうかというような、ある意味でお役所的といいますか、一番連続性という意味では、もしかしたら望ましいという方もおられるかもしれません。一方で、優良農地の確保ということを議論して、そこが担保されるのであれば、むしろ根本的に、乱暴な言い方をすれば、農地を適正かつ効率的に利用する人であれば、あるいは経営体であれば、どんな人であっても、参入が可能であるという考え方も一つにはあると思うのです。その時に議論になるのは、優良農地を確保できるのか、その議論と、その二つのアプローチがあると思うので、その辺りを並行的に議論して欲しいなという気がしております。

岸座長 一番おおもとに新基本法があるということは、前提になるのでしょうかけれども、その上に立って一番おおもとから議論するか、それとも小出しにやっていくかということですが、その辺り、田代さんはどうでしょうか。

田代委員 法律のあり方として、やはり、新基本法に即した農地のあり方ということを考える必要があると思っております。今まで、ずっと農地法、旧基本法の時点なんですね。そこまでのところ、1961年までの話であって、1999年という時点を踏まえた議論をした上で、いろんな問題に対処していくということ、結論から言えば、農地耕作者主義ということと農地の多面的機能の確保ということは、どうやって両立させていくのかという論点を考えることを要請されているとは思っております。

榎澤委員 今の議論と関連すると思えますけど、今日の会合の前提として、「食」と「農」の再生プランというのがありますが、一方における食の安全ということと、他方における経営の法人化という問題が、一体どういうふうに論理的に関連するのかという問題もあると思うのです。そういう視点から株式会社の問題も考える必要がある。そこで農地法の基本理念である耕作者主義の今日的意義というふうに書いてあります。農地法が制定された当時の意義、あるいは、改正農地法の耕作者主義という基本理念が、食の安全だとか環境だとかそういった

時代的な要請の中で、今日的意義をどう持つのだろうかという観点からも耕作者主義を見直すという視点が必要なのではないかと考えているものですから、食と農といわれた場合に、一方における食と他方における生産ということがどう関連付けられてこのプランが出されているかということも視野に入れて、議論すべきではなからうかと思っております。

神門委員 もちろん、「食」と「農」の再生プランとか新基本法を忘れて良いとは全然思いませんし、ある意味では自明だと思のですけれども、一方では、大げさなこと言うと、後10年、20年位経ったら、アジアが共通経済圏になるかもしれないのですね。あるいは、労働移動だってもすごい自由化されるかもしれない。そのときに、我々は、ある程度それくらいのタイムスパンをもって議論しなくてはいけないのではないかという気もするのです。単に、日本人の間で新規参入をどうするかなんていうことは、ある意味ではみみっちい話であって、後10年経ったら自由化されて、こっちが止めたくたってどんどん入ってくるかもしれないんですよ。実際に、アジアでそういう経済圏ができたときに、我々がきちんとした枠組みをもってしていることは、日本人にとっても、全体にとっても利益になるわけであるし、ある程度長いタイムスパンをもっておいた方がいいのではないかという気はするのですね。ただ、大法螺になるかもしれない。

原田委員 長期的な視野をもって議論する必要があるというのは、私もそうだと思います。ここ10年あるいは15年位は、日本の農業の非常に難しい局面ばかりいろいろ出てきていて、それを、こうやったら20年先にこういう農業と農村が残るんだというのがどこからも出てきてないのではないかと思うのですよね。それが見通せれば、いろいろな方向の議論ができるのでしょうが、それがなかなかできない状況の中で、いろんな議論をやっているし、いろんな施策を試みている。そういう点では、長期的な視野を持つとすることは必要だと私も思っております。それと今日は最初ですから、大きな問題の方を出しておいた方がいいと思いますので、一点、先ほどの都市居住者あるいはリタイアした人たちのUターンなり、Jターンなり、そういう人たちが農地を持つという問題と効率的な経営体の問題との話のところ、「農」、「農業」、「農業者」、「農業経営」という言葉が出ますが、今のようなことを議論するのであれば、ある程度区別して考えないといけないだろうと思っています。ただ、その場合、農業活動、農業とは何か、農業をやる者とは何か、農業経営とは何か、どんなものなのか、これがはっきりしていないのです。このことは、実は、先ほどお話に出されている問題ですが、農地法3条のところは権利移動統制であって、どういう条件を満たす人であればここで農業ができるのかというものがなくおっしゃった問題と、そこで絡んでいるのだと思うのです。農業をやる担い手というのはこういう者であることが望ましい、そういう人が農業経営をやるとということ、農地に関する権利の取得というところが直結しているために、そこが非常に難しいところになっている。別の言い方をしますと、農地法3条の権利移動統制のところ、農業経営の概念というものが今までドッキングしていないのだと思うのです。そもそも経営の概念自体が非常に不明確なままで来たと思います。それが、ドッキングできるのかどうなのかということは、実は、今日的意義を考えると、一つの重要な問題としてあると私は思っているのです。そうすれば、経営とはいかなるものかという問題になりますし、先ほど出てきた通作距離の問題等も、必要であればいくらでも論点を細かくできますけど、あるわけです。それと同時に、これは糊澤さんあるいは田代さんもおっしゃったことかもしれませんが、農地法3条自体が農地改革の成果の維持ということで出てますね。実は、その背後に4条と5条があるわけですし、3条、4条、5条は連結しています。そして、都市側からの計画的な土地利用規制、例えば開発許可制というのは、時期的にはそのずっと後から、1968年に出てくるのです。もし、農地法3条、4条、5条がなくなったら、農地は完全に法規制の外に置かれるわけです。調整区域の中はありますけれども、それ以外のところは何の規制もない、全く自由な状態になるわけです。ですから、3条、4条、5条というのは、実は、それだけの重要な、つまり、都市計画側の規制が及ばないところの規制を、逆に先取りして担ってきているわけですね。そのことを一つ頭に置かなければいけない。そして、その導入は農地改革の成果の維持ということで実現できたわけですが、今日でもなぜ必要かということになると、今のお話のように、これから20年、30年先の日本の食を支える基盤だと、それと同時に、多面的機能がいわゆる、その多面的機能を担う農業を支える基盤だと、さらにその農業・農村が全体として何らかの役割を20年後にも日本の社会で持つとすれば、その地域社会を支える基盤だと、そして、その担い手、利用者というものはどうあるべきかという議論、この点はどうしても、ドッキングさせていかなければいけないだろうと。理想的にはそうだろうと思うのです。ただ、非常に難しいし、ここですぐにできるとは思いませんが、やはり農地について、生産手段という形

で農地をつかんで、先ほどのような規制をやってきた。しかし、同時に、それが国土のかなり重要な部分を担い、しかも、市民にとって、都市住民にとっても、一番身近なところにある農村空間なり、環境空間の基盤であり、かつ、多面的機能を担わなければいけないという形になっている。こういうものを、どういうふうこれから、我々は扱っていくのか、誰がどういうふう管理していくのかという問題にもなっていく。その管理の主体として、もちろん、大きくは国の制度があるでしょうし、市町村の役割があるでしょうし、地域の役割があるでしょうし、同時に、現実にそれを利用している人の役割もある。非常に大きいえば、こういう把握が必要なのだと思うのです。ただ、そこまでうまく、今回の短い期間でいけるかどうか分かりませんし、また、それが制度上で実現できるかどうかはまた別の問題があるわけですが、大きな問題としては、そういう枠組みの視点を持ちながら、その中で、ここをどうするかという形で議論をしたいと、私個人は思っております。

本間委員 定年帰農、あるいは趣味的農業、都市と農村の交流、これは放っておいてもやるところはやっていくし、できるところはできていくのではないかという気がするのです。逆に言うと、かなりの多くの農家が、生き残りといいますが、今後農業を続けていく方向としては考えているところがある。そうすると、それなりに知恵が出てきているのですよね。ですから、それは、ある意味で、放っておいても、それなりの残り方をしていく。つまり、日本の農業のどこまで広がるか分からないけれども、残っていく形態の一つであると思います。ただ、問題は、例えば、これをヨーロッパ並の田園都市空間、あるいはグリーンツーリズムのような展開をみせていくためには、もっと、地域計画といいますが、地方の都市計画といいますが、そうした中で、農地だけではなくて、地域全体の土地利用計画というのを考えなくてはいけなくて、それは、むしろここでの議論ではなくて、経済特区、構造改革特区のような形で、地域に投げかけていくということで、ある程度実現していけば十分ではないかなという気がするのです。問題は、趣味的農業のことを、この部屋で議論するのはあまりにもさみしい話であって、それよりもっと、大規模化した農業、つまり、元気のいい農家、あるいは企業体を含めて、誰がやっても元気があって、そこでしっかりした農業をやってくれればいいわけで、そういう条件作りの場がここでの議論だと思うので、あまり趣味的農業とか都市と農村のことではなく、むしろ、議論としては、土地利用型農業というのは、基本的に農地が少ないという意味で、日本は不利であるということ踏まえた上で、ではどうしていくのか、どういう方向が可能なのかと。それで、実際にやるのは、そこに参入してくる方、あるいは今いる人達なわけですけども、そういう人たちが本当に自由闊達に農業をできて、なおかつ、国民全体のウェルフェアも高まるような方法ってないのだろうかということを議論の中心に据えたいと思っております。

岸座長 それは、本筋論だと思うのですが、田代さんは、先ほどもっと幅広く考えるというお考えがあったようですが。

田代委員 その点も、やはり制度として仕組むわけですから、趣味的農業はこっちに置いておいて、こっちだけという話にはいかないだろうと。やはり、それを統合するようなものが必要になってくるということを申し上げているわけです。趣味的農業といわずに、例えば、都市の住民が農業をやりたいというときに、相模原市の青空農園のように、農業生産法人の一員となって、都市住民が堂々と農業をやっている、そうなる農業委員の被選挙資格まで生じてくるという途もあるわけで、いずれにしても、両者を統合するような論理がないと、制度としてはうまくいかないだろうということを申し上げているわけです。ここで、全部、趣味的・ホビー農業を議論しろと申し上げているわけではありません。

岸座長 この問題は、食料・農業・農村基本計画で、470万ヘクタールの農地を確保するというのをいっていることにも絡んできますので、議論としてはそういうことも含めてやっていく必要があるだろうと思うのですが、本間さんのおっしゃる大筋論が中心になるということは間違いないだろうと。

田代委員 ただ、農振法の方の、例の2000年のガイドプランでしたか、あそこで市町村長が特定の区域を定めることができ、高生産性農業の区域だとか、市民農園的なものなどいろいろ既に出されているわけですね。したがって、その辺の整合性をつけていく必要がある。それは、やはり470万ヘクタールの中で出されている問題ですから。

岸座長 それと、ちょっと皆さんにお聞きしたいのですが、農村振興局でもう一つのアドバイザーグループが動き出しています。これとの関連についてはよろしいですか。もう分かっているという理解で進めてよろしいですか。質問があれば、若干でもご説明頂いて、後で資料なりをご提供頂いた方が議論は進めやすいという感じがしたのですが、どうでしょうか。

原田委員 ちょうど堀口委員の議論が、まさにその問題に関わりますよね。

佐藤構造改善課長 また、別途、説明させていただきますが、基本的に考えているのは、先ほど本間先生がおっしゃったようなことで、ご議論頂くテーマとしては、土地利用型農業、経営としての農業をどうしていくかというのがメインと考えていまして、この中で、定年帰農とか趣味的農業を入れて話がごちゃごちゃしていますが、こういった都市と農村の対流ということでの土地利用の規制のあり方みたいなものは、別途、農村振興局のアドバイザリーグループで議論して頂くのが、いいのかなと。私らも、担い手への農地の利用集積ということで産業としての農業というものを考えておりますので、そういったものが、やはり中心になるのではないかと。

岸座長 どういうふうにしましょうか。この次の機会でもよろしいですか。それとも事前に何か資料をお届けするようにしますか。では、次回の会合の前ということにしますか。後で、また資料要求等を出して頂きますので、それと一緒に。

佐藤構造改善課長 農村振興局の補佐が来ておりますので、振興局の方から今説明します。安東農村政策課課長補佐 佐藤課長が申したように、共生・対流の観点から、幅広い方に秩序を持って農山村を利用して頂ける制度にしていくためには、どういうことが考えられるのかということを検討しておりますので、先ほどから出ている、都市住民のニーズ問題というのは、どちらかという農村振興局サイドのアドバイザリーグループでご議論頂く課題なのかなと思っております。

岸座長 あちらの方は、原田さんと生源寺さんのお二人が兼ねていらっしゃいますので、必要があったら、適宜、向こうではこうだということを進めていきたいと思いますかね。

原田委員 向こうでも、こちらとの関係はどうかという議論をしたことがあるのですが、今、お話のとおりのお答えがあったように思います。つまり、農業として農地を利用するという側面で、多様な参画という言葉がこちらでも出ているのですね。ただ、その多様な参画の中身は、まさに農業を効率的に産業としてやる人たちの参画ということではなくて、今日の1番の3つ目のマルで出てるところですか、こういうところを考えるのが向こうでは主であると、そのための、ある程度ゾーニングしたような形で、その中に、枠組みづけて入れていくような手法はどうだろうかという発想ですね。今まで、私が理解している限りでは。

安東農村政策課課長補佐 順番がどうかというのがあると思うのですが、多様な方に参画して頂くために、ゾーニングするということなのか、それとも、そもそも農地の使い方、農山村の土地利用のあり方として、どういうゾーニングなり、どういう計画をもって土地利用を考えていくのかということがあって、その計画の下で、どういう人が利用していくのがふさわしいのか、あるいは、そういうことを市町村や地域の側で考えていくのか、その二つの方向から、農村振興局の懇談会の方ではいろいろご議論頂くことを考えております。

原田委員 向こうの話は、大きく二つの目的に分かれていて、一つの目的が多様な参画ですね。その多様な参画を一般的に議論すれば、今日ここでも出たように、効率的に農業をやる者の参画の話から、今のよう都市住民の参画の話も両方入ってくる、この両方を含めて議論するのですかと聞いたら、多様な参画のところでは、都市住民とか帰農とかそういうところだけを考えているんですというお話でした。

田代委員 だけど、それはまさに3条資格の問題に絡むわけですよ。何か特別の区域を作って、そこだったらフリーですよというわけにはいなくて、やはり全体としての3条資格という問題に関わってくる。

原田委員 土地利用計画の一つのモデルというか、概念図として出されている資料では、多様な参画を認める区域という小さい区域ができています。それだけだとすれば、先ほどもお話に出た特定農地貸付けの手法をもう少しやりやすくするような仕組みになっていくのですが、ただ、そういうふうには必ずしも限定した議論になっていないところがもう一方であるので、両方入るのですかという質問を、私はしたのです。そうしたら、むしろ、本格的な担い手はこちらでやるのですという返答がありました。

田代委員 特定の区域については、農地法なり、農振法の適用をはずしましょうとすると、それはもう全て解消するわけですが、そうではなく、そのこと自体が議論だとすると、この二つの懇談会の接点の場面が大変ですよ。

神門委員 もう片一方の懇談会を無視していいとは言いませんけど、もう片一方の懇談会でこういう議論があって、あるいは農林省がどういうふうには受け止めるかというのは、これは農林省の話であって、青臭いことを言いますと、我々は何のためにここに集まっているかという、別に農林省の仕事に合わせて議論しようというわけではないのだから、農地法に関連することがいかにあるべきかを議論するというのが本質論であって、あまり農林省がどういうふうには受け止めるかとか、もう片一方の懇談会との調整をということ、あまり生産的な議論だ

とは思えないのです。

田代委員 そういうことを申し上げているのではなくて、向こうでそういう参入を認めてくるとなると、3条の資格の問題に関わってきますよということを申し上げているわけです。

神門委員 だから、向こうは向こうで議論してもらったらいいと思うわけです。

岸座長 だいたい、そういう感じですね。最初申し上げたように、あまりこだわらないで議論していきましょう。それで、この分については、向こうでやっておられるから、報告だけにして頂くとか、そんな形で進めればいいのかと思います。今まで、主に検討課題のうちの1について議論してきたわけですが、2、3、4も出ております。この辺についてはいかがですか。

原田委員 2に関して、今日質問しておきたいなと思ったのですが、先ほどあげられた資料の5「法人化に関する意見交換会」というのがありました。これは、新しく株式会社を設立された人達だけですか。そうなのですね。株式会社はまだ25ですね。それに対して6千位の法人があって、4千いくらの有限会社があるわけですが、この有限会社の人たちの議論としてどういうものがあるのかということについて、これとパラレルになるような形のペーパーがあるのでしょうか。

佐藤構造改善課長 それは、まだございません。ただ、資料5をお開け頂きたいのですが、出席者の中でも株式会社化した人ということで、実は出席者の中で4番目の「ぶった農産」の佛田さんと下の2番目でございます「グリーンちゅうず」の田中さんは、有限会社から株式会社化したという方でございます。そういった方々に入っておりますので、全く新しく株式会社をつくってやった人だけを集めているというのは、少し語弊があったかもしれません。

原田委員 ただ、実際にどういうところにどういう問題があるのかをこの資料からだけで判断しろといわれても、ちょっとできないですね。むしろ、有限会社がとにかく増えてきているわけです。それがどういう形で増えてきて、株式会社になりたいのになれないとか、有限会社であるためにどういう問題があるというような、その辺のことがないと、資料5だけで議論を進めるのは、ちょっとどうかという感じがしたものですから、他に何か情報があればという質問です。

田代委員 素人で分からないもので、教えて欲しいのですが、資料5の2頁目の(2)の最初にある、「現行農地法の運用上、販売力のない他の農家の農産物売るためには別会社を作らざるを得ない」というのは、これはどういう含意なんでしょうか。

佐藤構造改善課長 これは、現場での運用の話の問題なのですが、生産法人が自分の生産物売るわけなのですが、それがメインではなくて、販売力のないいろんな農家から頼まれて、相当売ることになると、生産法人ですと、事業要件としては農業の延長というふうに私ら考えているのですが、なかなか実態では、あまり他人のものばかり売っているようなことになれば、生産法人制度になじまないということで、別会社を作るという運用もしているとも聞いております。

田代委員 法を見たら、農産物の販売は関連事業の中に入っているのであって、かつ、次官通達でも、自己の生産したりんごに加えて、他の農家等が生産したりんごの販売を行う場合等であるということで、法的にそれがだめということではないのですね。

佐藤構造改善課長 その一つの限界事例みたいなことだと思っているのですが、例えば、自分の売量が10で他の人のものが90で、全体として100だというような場面になってくると、実態として、古い生産法人制度の運用をやってきた関係上、現場の方では、ここまで他人のものが売れているのであれば、それは自分のものをメインとして売らなければならないようになって、生産法人制度の趣旨と違うのではないかということで、別会社をつくるように指導しているというような例もあるようでございまして、なかなか、制度ができて、通達などを出しても、正直なところ、運用が非常に堅いと申しますか、手堅いといえますか、そういったものになっております。これについては、新規就農者の場面もそうなのですが、農地というものをいったん権利を取得させた後、残念なことに、途中でやめられて、元のところに帰られてしまったというような案件が現場段階で結構あったようでございまして、そうすると、やはり、非常に厳しくいえますか、相当手堅い運用をしているというようなものが実態としてあるということで、我々も考えさせられる場面かなと思っております。

田代委員 私は、その手堅い運用自体には賛成ですが、ただ、法改正上の問題ではないということなのですね。分かりました。

岸座長 それは現場の指導ということですね。その他に質問はありませんか。

原田委員 資料3の6頁で有限会社が伸びているということの関係なのですが、今日の資料に入っておりませんが、別のところで拝見する機会があった、非常に自由闊達に、生き活きと発

展している法人経営の具体例をいろいろあげた資料があったのですが、それを見ますと、決して株式会社ではなくて、むしろ有限会社で立派にやっているところがたくさんあるわけです。そういうところでは、例えば、先ほどの資料5などと比べてどういう要望があるかということをも多少知りたい。それからもう一つは、資料3の8頁なのですが、よく分からないので、もし分かればと思ったのですが、土地利用型といっても面積区分は概してそう大きくはないということです。もちろん、1番上の1番のように、アスパラガスの生産で4.2ヘクタールというのは、これは相当な規模だとなりますが、例えば、牧草の12ヘクタール、その下のトマト17ヘクタールとか、米とかもあります。それほど大きくなくて、むしろ面積規模が大きいのは、従来から、農業者が有限会社でやっていたのが株式会社になった場合であると。それ以外のところは、それほど規模が大きいので、スケールメリットを実現するために、農外資本を持ち込んで、株式会社を設立してという感じではないので、その辺がどういうご理解になるのでしょうか。

佐藤構造改善課長 今、先生ご指摘のあった8頁をご覧頂きたいのですが、8頁の4番の牧草の生産販売とかコントラクター事業と書かれているところが3.1ヘクタールしかないのですが、実はこれは、備考に書いてございますように、コントラクター事業など農地を取得しないで酪農ヘルパーみたいな畜産関係の仕事をしていた運輸会社であったわけですが、担い手不足などの問題が出てきて、町とか農協が、酪農家などが牧草生産をやめてしまうので、牧草生産をやって欲しいといった切実な問題から、この運輸関連会社の子会社が、現行制度の下で、生産法人として3.1ヘクタールの農地を引き受けて、牧草の生産をしているという事例です。それと、自分が取引していた生産者が離農してやめてしまって、自分が売るのがどうしても必要になるということで、株式会社形態の生産法人として農地を取得したという事例がございます。それと、後は、先生がおっしゃいましたように、土地利用型ということと、自分で生産して、販売して、加工して付加価値をつくるということで、面積的にはこんなものというようなどころとか、あるいは、7番目の埼玉県の例ですが、この方は、従来から農家だったわけですが、お茶を生産して、近所の方々のお茶の葉を集めて、そこで飲料をつくって、製造販売していた方なのですが、今回の新しい生産法人制度の下で、自分の農地を株式会社に持たせるということで、生産とお茶の製造販売をされています。それで、このときは、ちゃんと他の農家のお茶を使って販売されているものでございます。

岸座長 先ほどの原田さんの質問の前段ですね、有限会社が増えてきているのだけれども、その人たちの話はどうなんだという資料は、差し当たっては無いということですか。

佐藤構造改善課長 実は、いろんな方とお話しておりますので、そのときの記録などをまた用意させて頂こうと思います。

岸座長 農業法人協会あたりも持っておられるのではないですかね。そういうものも一応整理して頂いて、出して頂くことにしましょう。時間が来ておりますけれども、その他にご意見があれば。

本間委員 やはり、我々はバイアスがかかっているという形で見ないといけないと思うのですね。つまり、現行制度で、株式会社にするのに今やっている人がどこが不都合かということと、どうすれば農地が本当に有効利用されるかということは、必ずしもイコールではない。彼らがどういう不自由さを感じているかということと、それから、もっと大々的に、例えば、農外から入ってきたいという時に、どういうことが可能かということも併せて議論すべきです。農外の方にヒアリングすることはほとんど不可能ですし、多分、本音は言わないと思うのです。不売運動が過去に起きたりしていますので。そういうことも含めて、今ある農家、あるいは有限会社も含めて法人がどういう不自由さを考えているかということと同時に、もっと大きい話をすれば、国民経済的な視点で、農地をどういうふうにご利用していくかということ念頭に置きながら議論したいと思っています。

岸座長 そろそろ時間になりますから、この辺りで議論を終わりたいと思いますが、次回のために、一つは資料要求ですね、こういうのを出して欲しいというものがありましたら、出して頂きたい。それで、特区の問題はもちろんあるということと、もう一つは農村振興局の懇談会の内容がわかりそうな資料をもらえばいいのでしょうか。それからもう一点ありまして、そんなに頻繁に開くわけにはいきませんので、なるべく効率的にということですが、皆さんからご意見をメモの形で出して頂けたらありがたいのではないかと考えておりましたが、どうでしょうか。つまり、検討課題が4つ出されておりますが、これの進め方、あるいは今日出されたご意見も含めて頂いてももちろん結構ですが、他にもこういうことがあるのではないかとか、そういうことを率直に出して頂いて、それで次回に進みたいと考えているのですが、いかがでしょうか。では、メモをお出し頂くということをお願いしておきまして、その上で、今後のスケジュール

をご説明頂きたいと思います。

西岡首席企画官 どうもありがとうございました。次回の会合につきましては、7月下旬から8月の頭くらいを目途に開催させて頂きたいと考えております。お手元に、日程確認表をお入れしておりますので、この場、若しくは後日、来週くらいまでに事務局の方にファックスをご送付して頂いて、今日、ご欠席の生源寺委員と能見委員のご確認をして、日程をセットさせて頂きたいと思います。連絡事項は以上でございます。

岸座長 それでは、第1回はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)